

第1回 南丹市権利擁護・成年後見センター
運営委員会
議 事 録

南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会事務局

(南丹市福祉保健部福祉相談課)

令和7年度第1回 南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会

議事録

開催年月日 令和7年6月10日（火）午後2時30分

開催場所 南丹市役所 4号庁舎2階会議室

委員の総数及び出席者数及び出席者数並びにその氏名

(1) 委員の総数 6名

(2) 出席者数 6名

(3) 出席委員（敬称略）

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	松田 めぐみ	京都弁護士会	縁法律事務所
副委員長	上田 浩平	成年後見センター・ リーガルサポート 京都支部	上田司法書士事務所
委員	川上 真知子	京都社会福祉士会	社会福祉共同事務所 あおぞら
委員	榎原 克幸	学識経験者	南丹市社会福祉協議会 常務理事（事務局長）
委員	若井 淑子	学識経験者	南丹市社会福祉協議会 生活相談課長
委員	船越 由美	学識経験者	京都中部総合医療センター 地域医療連携室

(4) オブザーバー（敬称略）

氏名	備考
永島 千寛	京都地方・家庭裁判所園部支部 庶務課長兼主任書記官
白石 啓二	京都府家庭裁判所 後見センター 主任書記官
今井 昭二	京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター 社会福祉士
工藤 久明	京都府健康福祉部障害者支援課 地域支援・企画係 主任

(5) 事務局

南丹市福祉保健部 川勝部長

福祉相談課 岩間課長、柳井係長、林相談支援員

1 開会

【司会】

定刻となりましたので、令和7年度南丹市権利擁護成年後見センター運営委員会を開会させていただきます。本日は大変お忙しい中運営委員会にご出席をいただきましてありがとうございます。本日司会を務めさせていただきます南丹市福祉相談課課長兼南丹市成年後見センター長をしております岩間と申します。

本日の運営委員会ですが、南丹市成年後見制度の利用を促進するための条例第13条第2項の規定によりまして委員の半数以上の出席となっておりますが、本日は委員6名中6名全員のご出席いただいておりますので本委員会が成立していることを報告させていただきます。

年度初めでオブザーバー、事務局のメンバーも交代・変更となっておりますので委員の皆様から順にご紹介させていただきます。

（委員紹介）（オブザーバー紹介）（事務局紹介）

それでは開会にあたりまして委員長よりご挨拶をお願いします。

2 委員長あいさつ

【委員長】

中間試案が法制審議会から出まして、その中間試案に対して日弁連が意見書を作ってお

り、各弁護士会が検証案について意見を出す状況で、京都弁護士会の意見の取りまとめをしている最中です。後見制度が大きく変わるというので本当に様々な意見が出ております。

ただ内容はご本人の意思をしっかりと確認して後見人をやりましょうということなので、制度が変わっても現場でやることは変わらないので、市民後見人の皆さんも法律が変わってやりにくくなる事もありますが、やることは基本変わらないとフォローしていただければと思います。本日はよろしくお願いします。

【司会】

次第に従いまして議事を進めていきます。本日は運営委員会一部傍聴可能としております。傍聴に関する注意事項等に基づきまして傍聴者の方はお願ひします。前半部分は傍聴可とし、後半部分は個人情報に係る協議もあり非公開ということで傍聴不可としています。

議事進行は南丹市成年後見制度の利用を促進するための条例第13条の規定により委員長に議長をお願いします。

3 議事

(1) 報告事項・協議事項（傍聴可能）

①令和6年度 南丹市権利擁護・成年後見センター事業報告について

【委員長】

円滑な議事進行に協力をお願いします。

令和6年度南丹市権利擁護・成年後見センターの事業報告について事務局より報告をお願いします。

【事務局】

資料1をご覧ください。令和6年度の南丹市権利擁護・成年後見センターの事業報告について、要点を令和6年度の重点目標に沿って報告させていただきます。

1、成年後見制度の普及啓発

1つ目は成年後見制度の理解を深めるため市民・支援者に向けて広報啓発を実施するという事を重点目標として挙げております。これは資料6ページの広報活動であったり1ページから掲載してます相談支援利用の状況のような形で、市民の皆様の相談に丁寧な対応を実施しています。またホームページやSNSなどでの広報もしております。7ページにある支援者向け研修も昨年11月に実施しております。昨年度はこういった活動を通して目標達成に向けて進めていきました。

2つ目は制度の利用を必要とする人が円滑に利用できるように相談および支援に取り組むとしています。こちらは相談窓口が市役所の中にセンターがある事も徐々に浸透してきたと思っています。令和6年度は実際に申立てに繋がるようなケースも多く、利用支援のと

ころで実際に申立てに繋がったケースも書かれています。

3つ目は専門相談・相談窓口の周知を図っています。こちらはセンターが開設して今年で6年目になりますが、第3水曜日に月1回専門相談を開設しています。4ページにあるように、昨年度は12回中5回開催しております。ホームページやSNSなどの新しい広報も始めておりますが、顔の見える会議等で支援者の方に紹介して、そこから専門相談に繋がったこともありました。南丹市の専門相談ですが、一度課題を整理した上で専門相談に繋げる形が多く、開催回数は少ないかもしれませんが、内容自体は充実しておりそこから申立てに繋がったケースも多いですし必要な支援機能と考えています。ただ一方で市民の方からの直接予約はまだまだ少ないと思っていますので、引き続きどう広報して必要な方に届けるかは課題として挙げていきたいと思います。

2、権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築

成年後見制度の利用促進基本計画に則した権利擁護支援ネットワークのあり方について関係機関と協議を行い、運営委員会の助言を得て方向性を定めると令和6年度はしております。こちらに関しては昨年度の第3回運営委員会の後に、委員の皆様やオブザーバーの方、行政機関や地域支援者や金融機関なども参加しての協議会を開催しました。地域連携ネットワークの構築に向けて家裁や圏域の会議にも参加して意見交換を実施しています。こちらは6ページ8ページの資料も見て頂けたらと思います。

3、制度の担い手の育成

市民後見人の活動に対して支援を行うという事で7ページに掲載しておりますように、こういった形で南丹市の市民後見人支援を実施しています。

市民後見人および候補者に対しての制度の担い手としてのモチベーション維持・質の担保を目的として研修を実施するとなっております。こちらに関しては毎年フォローアップ研修を1回実施していましたが、昨年度は2回開催しています。それだけではモチベーション維持は難しいかもしれませんが、徐々に受任される方も増えてきていますのでそういった所も合わせて努めています。

3つ目は、地域共生社会の実現の観点からも市民後見人養成について運営委員会の助言を得て方向性を検討するという事でした。こちらは昨年度の第4回運営委員会で長年課題だった市民後見人養成についての協議を実施し、そちらで頂いた助言をもとに、令和8年度の開催に向けて検討をしているところになります。

4、本人の意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築

こちらは後見人等の受任調整時や後見人等からの要望により本人の支援を尊重した後見活動を支援するための権利擁護支援チームの形成、支援できるような体制構築に取り組むとしておりました。こちらは事務局で研修に参加して後見活動を支援する知識や体制につ

いて学ぶという事で、7 ページのような研修等にも参加しました。また運営委員会を通してケースの報告や相談をして、権利擁護支援チームに対する助言なども頂きながら進めています。個々のケースに関しては早い段階からケース会議に入り権利擁護支援チームの形成を促すような役割分担の提案も意識的に取り組みました。

全体を通して、令和 6 年度は課題だった協議会や支援者向け研修会も初めて実施し、市民後見人の養成の方向性も一定協議でき、センターの事業としては実りの多い 1 年だったと思っています。ただ課題もありますので、令和 7 年度の事業計画ではその点も含めてご検討いただけたらと思います。

②令和 7 年度 南丹市権利擁護・成年後見センター事業計画（案）について

【委員長】

次に移ります。令和 7 年度南丹市権利擁護・成年後見センターの事業計画案について説明をお願いします。

【事務局】

資料 2 の令和 7 年度南丹市権利擁護・成年後見センター事業計画案について説明させていただきます。

運営方針

成年後見制度利用促進基本計画に則して、判断能力に不安のある高齢者や障害をお持ちの方が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていけるよう、判断能力に不安のある方を法律面・生活面で支援する成年後見制度の利用促進に取り組み、関係機関と連携して権利擁護ネットワークの推進に努めるとしており、昨年度の権利擁護の推進のネットワーク作りを進めるから事業を進めた形になっております。

事業内容

昨年と同じく 7 つの項目を挙げております。成年後見制度に関する相談及び利用支援から 7 つ挙げております。

重点目標

昨年同様 4 つの目標を挙げております。

- 1 番・成年後見制度の普及啓発。
- 2 番・権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築。
- 3 番・制度の担い手の育成。
- 4 番・本人の意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築

昨年度と異なる所は1番ではアウトリーチによる相談の実施を追加しました。2番では地域性を反映した権利擁護支援ネットワークの構築と推進に向けて関係機関との協議を継続的に実施するとし、3番では養成研修について方向性の検討から実現に向けて協議するとそれぞれ進めた形にしております。

資料にセンター年間スケジュールを添付しております。既に終了した会議、連絡会もありますが、今後の会議・研修会、協議会についても昨年度と同様の頻度で実施するとしています。令和7年度の事業計画については以上です。

【委員長】

令和7年度南丹市権利擁護・成年後見センター事業計画について、承認される方は挙手をお願いします。

→**委員全員挙手**

事業計画については承認されましたので、事業計画に沿って事務局は今年度のセンター運営をお願いします。

③令和7年度 前期市民後見人フォローアップ研修について

【委員長】

次の議題に移ります。令和7年度 前期市民後見人フォローアップ研修について、事務局より報告をお願いします。

【事務局】

資料3、令和7年度前期市民後見人フォローアップ研修になります。

目的ですが、市民後見人候補者・名簿登録者のモチベーションや知識・スキルの維持向上、受任している市民後見のスキルの向上を目的として実施するという事でこちらは昨年度から大きな変化はございません。

研修のねらいとしましては、市民後見人名簿登録者としての学びを深め知識の向上を図る。現在受任している市民後見人のスキルの向上を図る、市民後見人名簿登録者のモチベーション向上を図るとしております。

対象者になります。令和7年度南丹市市民後見人候補者名簿登録者10名としています。こちらは昨年度は12名の方が登録していましたが、2名の方が名簿登録更新を辞退されたので個々にお話もお伺いして、今回名簿登録を抹消して10名を対象としています。

開催方法は集合研修を予定しており、実施日は7月17日木曜日の1時半から4時まで、会場はアスエルそのべ3階の小研修室を予定しています。

研修内容は1つは座学になります。まだ仮ですが、家庭裁判所の書式が全国で統一されたので、統一された書式について全般的な話を京都家庭裁判所の主任書記官の方にお願ひしています。もう1つは実践ワークとして継続的に取り組みをしています意思決定に関する

ここで、今回は意思決定ミーティングを実際に体験するという事で、前回のフォローアップ研修のグループワークからもう1歩進めて参加者の方にロールプレイ形式で取り組んでいただこうと思っています。こういった内容で計画しております。

【E委員】

研修のねらいとして市民後見人候補者名簿登録者のモチベーションの向上を図っていますが、先ほど承認した事業計画で「市民後見人及び候補者に対して、制度の担い手としてモチベーション維持・質の担保を目的として研修を実施する。」とありこの記述が適切かと思います。

【事務局】

維持向上を図ると変更させていただきます。

【委員長】

本日の報告内容と助言を参考に前期市民後見人フォローアップ研修の開催については事務局で引き続き準備等よろしくお願いします。

④市民後見人養成講座（案）について

【委員長】

傍聴可能な議事の最後になります。市民後見人養成講座案について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

市民後見人養成講座案について説明させていただきます。資料4の南丹市市民後見人養成講座開催案になります。目的としては資料にある通り、誰もが安心して暮らし続けられるように地域における支え合い、地域共生の社会の実現の観点から同じ市民としての身近な視点でご本人を支援したり見守ったりする地域に根差した広い権利擁護の担い手を養成することと、市民に権利擁護について知ってもらうことを目的として養成講座を開催するとしました。

養成講座につきましては初級編・基礎編・実践編の3段階を予定しており、初級編のステップ1は権利擁護の視点と南丹市が抱える課題を学ぶ。基礎編のステップ2では地域共生社会の実現に向けて必要な権利擁護の知識を学ぶ。実践編のステップ3では地域に根差した権利擁護の担い手としての技能を学ぶとし、講座後の進路としては資料に記載されている通りです。

開催形式、頻度については初級編は対面研修で毎年開催、基礎編では対面、欠席者にはオンデマンドでの受講を認め2年に1回の開催を目標とします。実践編は原則対面研修とし2

年に1回開催を予定しています。開催時期、研修の受講要件については資料の下に書かせていただいている通り初級編については5月に開催など予定しています。

もう1つの資料は、南丹市市民後見人養成事業実施要綱についてです。先ほど説明した養成講座はこの要綱に基づき実施します。現在要綱の見直しを検討していきまして、例えば2ページの第5条第1号の年齢を25歳以上75歳未満である者への変更。第6条については削除、第7条第2項の登録については毎年度から2年ごと、第7条第3項の第5号については78歳の年齢要件を撤廃し、心身の健康の維持が難しい時に変更するなどを考えております。また市民後見に関する要綱はこの要綱しかありませんので、養成事業の実施要項とは別に市民後見人の候補者の登録等に関する要綱を策定、制定するなど検討していきたいと考えています。市民後見人養成については以上です。

【A委員】

地域福祉サポーター、権利擁護サポーターというのは新しいものですか。

【事務局】

あくまで案ではありますが、前回運営委員会で助言いただいたように市民後見人を養成する観点だけでなく、地域の権利擁護の担い手であったり権利擁護の目を育むということもありまして記載しています。サポーターが何をするのかは今後も検討が必要ですが、まずは登録をしていただき研修案内をさせていただく。もう少し進んで権利擁護サポーターになってくると実際に何かしらの活動までと考えていますが、まだ明確ではなく、形として示して皆様の助言をいただきたく書いています。社協との調整が必要になってくる部分も多々ありますし日常生活自立援助事業も変わってくると聞いていますので、日常生活自立援助事業だけでは有期性になる成年後見の後の担い手というのは難しいのではないかなという事で考えている所です。

【A委員】

後見制度に期限が出来て終わったとしても支援が必要な方ではあると思いますので、後見人がなくなった後の受け皿というのが社協であったり、市民後見人養成に求められるところですので、今の段階で具体的には難しいけれどもいいことだと思います。

【D委員】

サポーターに関しての1つの案としまして、身寄りのない方や、縁が薄く手伝ってくれる方がない状況が課題になっています。そういう所に見守りとして協力、共助していただけることも一つの形かと思いました。

【Hオブザーバー】

非常に熱心に色々な形で取組みをされていると思います。委員長からも話が合ったように中間報告案が出て、議会、国会等の議論なども含めて確定していくとなるともう少し時間があると思います。成年後見制度が終わった後で、大きな課題は終わったかもしれませんが、結局支援が必要な形で続いていく方もいるので、どういった支援をしていくかが、大きなポイントになってくるだろうと思います。国の動きとの関係でどこまでのものが示せるかという課題はありますが、その間に支援がいることは多分異論はないと思います。こういうサポーターみたいな養成をしていく事が非常に大事で、一緒に考えていかないといけない課題だと思っています。

【委員長】

引き続き、事務局の方で本日の助言を参考に市民後見人養成講座の開催に向けての準備をよろしくお願いします。

以上で、傍聴可能な議事が終了致しましたので、一度司会にお返しします。ご協力をいただきありがとうございます。

【司会】

それでは傍聴可能な前半部分についての協議は以上となります。後半部分の議事に際して傍聴いただいている皆様にはここで退席をお願いしたいと思います。

→傍聴者退場

【事務局】

先ほどの議題の養成講座のところですが、また第2回、第3回の運営委員会で順番にカリキュラムなども含めて事務局で検討して提案させていただきたいと思いますし、実際に進めていくとなれば皆様方に講師なども今後お願いさせていただきたいと思います。色々ご意見をいただきながら、皆様のご協力を頂きながらでないと進みませんのでどうぞよろしくお願いします。

一点だけ補足させていただきます。次回以降も引き続き協議は進めていくんですが、市民後見人の養成テキストについては市町村を対象として使えるものが出ているものを活用し、そんなに予算をかけずにしていきます。ただ民法が変わるとまたこれも変わるかもしれませんが参考までに回覧します。

【A 委員】

これは専門職が講師をする時にこれを使うんですか。

【事務局】

今考えているのは、これを使っても良いし、講師独自の資料を使っても良いと考えていま

す。これを使ってもいいし、独自の資料でも学習要綱の範囲ならいいかと思います。

【司会】

後半を再開していきたいと思います。議事進行を委員長よろしく願いいたします。

(2) 報告事項・協議事項（傍聴不可）

① ケース報告

【委員長】

議事を再開します。引き続き、円滑な議事が進行できますように、ご協力よろしく願いします。

報告事項になります。① ケース報告について、事務局より報告をお願いします。

【事務局】

資料5をご覧ください。今年度最初のケース報告になります。4月1日から6月8日までの新規相談ケースに関して報告させていただきます。新規相談としては7件ありましたので簡単に紹介させていただきます。

○ 新規相談ケース報告

《個人情報につき議事録非公開》

新規相談ケースの状況

- | | |
|-----------|-----|
| ・ 在宅の者 | 4 件 |
| ・ 施設入所中の者 | 2 件 |
| ・ 入院中の者 | 1 件 |

○ 個別ケース報告、相談

《個人情報につき議事録非公開》

○ 市長申立てケースの経過と新規申立ての相談

《個人情報につき議事録非公開》

②市民後見人支援について

【委員長】

次の議題に移ります。市民後見人支援について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

資料6をご覧ください。市民後見人の活動報告になります。市民後見人のケースに関しての活動報告、センターの支援体制も含めて報告させていただきます。

○市民後見人、Aさんのケース報告

≪個人情報につき議事録非公開≫

○市民後見人、Bさんのケース報告

≪個人情報につき議事録非公開≫

③社会福祉協議会法人後見人について

【委員長】

それでは次に入ります。社会福祉協議会の法人後見について報告お願いいたします。

【社会福祉協議会】

○法人後見、Cさんのケース報告

≪個人情報につき議事録非公開≫

(3) 情報交換

【委員長】

次に情報交換に移ります。委員の皆様からの場で連絡事項、報告事項等何かあればお願いします。

【D 委員】

福祉サービス利用援助事業の利用料が改定されて、京都府下一律、これまで1時間1000円だったのが1200円に上がることになっています。生活支援員さんのお給料は（南丹市社協では）最低賃金ですが、それが利用料1000円を上回って赤字になっていました。非課税

世帯の利用料は全部京都府が出してくれていたのですが、それも難しくなり、今回一部料金が変わって通帳の預かり料がかかるようになりました。生活保護受給世帯に関しては今まで通り公費で全額負担してくれますが、このように料金が変更されています。

【委員長】

それでは、これで本日の協議を終わらせていただきます。ご協力をいただきありがとうございました。司会にお返しします。

4 閉会

【司会】

委員長ありがとうございました。初回は事業報告等もありましたので一部公開とさせて頂きましたが次回は非公開という事でよろしくお願いします。

それでは全ての議題が終わりましたので閉会とさせていただきます。閉会にあたりまして副委員長より挨拶をお願いします。

【副委員長】

長時間の会議お疲れ様でした。議事はスムーズに進んだのですが、ケース相談は困難事案の含有率が上がっていると改めて感じております。また委員長からもありました法改正の件もありますので市民後見人へのフォローアップも必ず必要になってきますので勉強して頑張っていけたらと思います。ありがとうございました。

【司会】

それでは以上をもちまして運営委員会を閉会といたします。ありがとうございました。